

公益目的通報の不受理について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する不受理報告がありましたので、同条例第9条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 通報日 令和8年2月13日

2 通報形態 FAX

3 通報内容

三田市のホームページ上で公表されている「公益目的通報の調査結果(令和8年1月16日報告分)について(公表)」に関して、管理職による虚偽の弁明に基づく事実誤認があることから、上記公益目的通報に関し、再調査を求める。

4 不受理とする理由

(1) 本件通報は、すでに調査及び市長報告を終えた公益目的通報に係る通報内容(当該通報における違法行為等)につき、その調査結果に誤り等があるとして、再度調査するよう求めるものである。

これに関して、三田市公益目的通報者保護条例(平成18年9月15日三田市条例第35号。以下、単に「条例」という。)には、行政監察員が行った調査の結果に対して通報者又は第三者が異議ないし不服を申し立てることを認める規定は存在しない。

これは、行政監察員が、市の委託を受け、市政運営上の不正防止を目的として、行政主体たる市及び行政機関(行政庁)としての市長から独立して公益目的通報に係る調査等の職務を遂行するべき立場にあるところ(条例第2条第3号、第7条第1項、同条第3項、第9条第3項、第13条第2項、第15条第2項後段参照)、行政監察員による調査等は、行政庁による行政処分(行政手続法第2条第2号)とは異なり、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではなく、公益目的通報に係る違法行為等の存否等を調査し、その結果を市長及び通報者に報告するにとどまることから、行政不服審査法における審査請求や個別法における再調査の請求(行政不服審査法第5条第1項)のような不服申立ての手段を設けなかったものと解される。

上記の三田市公益目的通報制度の仕組みに照らせば、すでに行政監察員によって受理され、調査及び市長報告が実施された公益目的通報と同じ内容の違法行為等については、再調査を求めることができないことはもとより、新たに公益目的通報の対象とすることも制度として予定されていないというべきである。

(2) 以上のことから、三田市公益目的通報者保護条例第9条第2項に基づき、本件通報については、公益目的通報として受け付けないこととする。